

深谷市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、深谷市総合教育会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 大綱の策定に関する協議

(2) 次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に掲げる会議の構成員の事務の調整

ア 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

イ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集等)

第4条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条各号の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(入場の禁止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 掲示板、プラカードの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声機、無線機の類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

2 市長は、係員に、傍聴人が前項第1号から第4号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。

3 市長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議、調整事項等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット

の類を着用しないこと。

(4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、第6条ただし書の規定により会議を公開しないこととする決議があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 市長は、傍聴人がこの要綱に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、市長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録)

第12条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第13条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重するものとする。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。